

17 入所選考方法と結果通知

入所選考方法

保育所(園)・認定こども園への利用希望者数が利用可能者数を上回った場合、保育の必要性の度合を総合的に判断し、入所選考を行い入所者を決定します。

なお、選考に当たっては、下記のとおり、家庭ごとに保育の必要性の度合を指数化します。

・基本指数

提出された書類をもとに、保護者の就労状況や病気・心身の障がいの程度、家庭状況等を確認し、保護者のそれぞれの保育の必要性の度合を指数化し、合算します。

・調整指数

申込時の児童の状況、きょうだい同時申込、その他の状況等に応じて、加算・減算をします。

※原則、証明書の提出があった場合や、手帳等の交付の状況が確認できる場合のみ加算となります。

→基本指数及び調整指数については、13 ページの保育所(園)・認定こども園利用選考基準表を御覧ください。

○基本指数と調整指数の合計指数が高い方から順に、希望保育施設への入所者を決定します。

なお、上記の指数が同点となった場合は、各家庭状況を細かく確認し、原則、次の順位で選考を行います。

- ① 1次募集(令和7年9月1日(月)～令和7年9月16日(火))で申請した者(※)
- ② 基本指数上位者
- ③ 育児休業から復帰予定の者
- ④ 昼間就労者(ただし、ひとり親には適用しない)
- ⑤ 疾病・障がい
- ⑥ 介護・看護
- ⑦ 夜間就労者
- ⑧ 同居の祖父母(65歳以上、疾病を除く。)がいない場合
- ⑨ 世帯で保育料の滞納がない場合
- ⑩ 保育所(園)・認定こども園の利用希望日以降の就労等が内定している者(就労証明書の発行がでない者も含む)
- ⑪ 保育所(園)・認定こども園が所在する小学校区内に在住
- ⑫ 生計を一にすることが多い世帯

※①については、1次募集及び1次募集追加分で同点になった場合に限りです。

なお、2次募集以降では適用されませんので御注意ください。



結果通知

・4月、5月入所申込み:1月下旬～2月上旬に郵送にて通知

(2次募集は2月下旬～3月上旬、3次募集は3月中旬～3月下旬)

・5月以降の中途入所申込み:入所希望月の前月の中旬に郵送にて通知

※申込内容に変更が生じた場合は、変更内容について指定の様式で届出が必要となります。

※入所決定後、「保育を必要とする事由(入所申込みの要件)」が、申込み時と異なっている場合には、入所決定を取り消すことがあります。

